

株 主 各 位

大阪市中央区平野町3丁目6番1号

中外炉工業株式会社

代表取締役社長 西本 雄二

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「SAN-燦」
3. 目的事項
報 告 事 項 (1) 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第73期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chugai.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
2. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chugai.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げの影響が長く続いたものの、政府の経済政策や日銀の追加金融緩和により、株高・円安が進行し、輸出関連企業を中心に業績の改善や生産が拡大するなど、年度後半には景気は緩やかな回復基調となりました。

また、海外では、米国は堅調な個人消費に支えられ、景気は拡大基調を維持しましたが、欧州は依然として本格的な回復に至っておらず、中国やASEAN諸国は成長が引続き鈍化するなど、先行きの不透明感は払拭されませんでした。

当社グループの関連する市場におきましては、鉄鋼業界では、国内粗鋼生産は、5年連続で1億トンを超える水準が維持され、設備の更新や改修など、生産基盤の整備に向けた投資が見られました。

また、自動車業界では、北米における買替え需要や中国市場の拡大などにより、業績は底堅く、国内外において積極的な投資が、継続して実施されました。

一方、タッチパネル業界では、供給過剰による価格競争が激化するなか、台頭する中国メーカのシェアが高まり、当社の主要顧客である台湾メーカの業績は総じて低迷し、設備投資は抑制傾向が続きました。

このような経営環境のもと、当社は早期の業績回復を目指し、需要の低迷している情報・通信分野から、国内設備の基盤強化に力を入れている鉄鋼、自動車関連のエネルギー分野へ経営資源を移し、最新鋭の省エネ・低エミッション技術の積極的な提案や、アフターマーケットの開拓に注力するなど、受注・売上の確保にグループ一丸となって懸命の努力を重ねました。

その結果、過去に納入した長期稼働設備が、老朽化対策や更新時期を迎えている鉄鋼向けで、加熱炉の省エネ改造・駆動機構更新工事を、また、自動車向けに新開発の量産型真空浸炭設備を、および海外では台湾向け加熱炉更新や欧州・メキシコ向け自動車部品熱処理設備などの成約を得て、受注高は32,727百万円（前期比139.8%）と大幅に増加しました。

売上面につきましては、国内では、太陽電池製造設備や自動車部品熱処理設備を、また、海外では台湾向けタッチパネル関連精密塗工装置や中国向け機械部品熱処理設備などを納入し、売上高は24,549百万円（前期比90.9%）となりました。

利益面につきましては、原価の低減や固定費の削減に取り組み、減収とはなりませんが、営業利益240百万円（前期比873百万円改善）、経常利益351百万円（前期比845百万円改善）、当期純利益303百万円（前期比437百万円改善）を計上することができました。

各分野別の概況は次のとおりです。

(エネルギー分野)

受注面では、顧客別に生産性の向上や省エネに繋がる提案などを積極的に展開した結果、国内高炉メーカー向け省エネ型加熱炉新設および各種改造工事を始め、自動車トランスミッション部品用量産型真空浸炭設備、航空機部品熱処理設備、携帯端末用電子部品焼成炉を、また、海外では台湾鉄鋼向け加熱炉更新やメキシコ・欧州向け自動車部品熱処理設備、トルコ向け冷延鋼板連続焼鈍設備用バーナなどの成約を得て、受注高は27,649百万円（前期比159.6%）と、大きく伸長させることが出来ました。

売上面では、国内で鉄鋼向け加熱炉改造工事や太陽電池製造設備、チタン熱処理設備、自動車部品用粗材熱処理炉を、また、海外では中国向け機械部品熱処理設備やフィリピン向け自転車部品熱処理設備などを納入した結果、売上高は19,088百万円（前期比92.6%）となりました。

(情報・通信分野)

受注面では、世界的に伸びているスマホやタブレット、ウェアラブル端末などの新製品需要に対応して、国内パネルメーカー向け液晶・タッチパネル貼り合せ装置や電子部品真空熱処理装置、ガラス基板熱処理テスト炉を、また、海外では台湾向けフレキシブルディスプレイ関連熱処理装置や中国向け有機ELディスプレイ関連熱処理装置、新型精密塗工装置「HPコータ」などの成約を得て、受注高は1,706百万円（前期比82.1%）となりました。

売上面では、国内向け耐熱フィルム熱処理装置やガラス基板熱処理炉改造工事を、また、海外では、台湾向けタッチパネル関連精密塗工装置、中国向けフレキシブルディスプレイ関連精密塗工装置などを納入しましたが、期首の受注残高が少なく、売上高は1,565百万円（前期比70.6%）を計上するとどまりました。

(環境保全分野)

受注面では、地域に豊富な森林資源をボイラーの燃料にして地元で熱利用する事業として、岩手県遠野市の地域活性化事業で採用された木質バイオマス蒸気ボイラー設備や、民間企業向けバイオコークス製造装置増設工事、また、国内向け産業廃棄物乾燥焼却炉、化学メーカー向け蓄熱式排ガス処理装置などの成約を得て、受注高は2,648百万円（前期比87.9%）となりました。

売上面では、マレーシアやタイ化学メーカー向け蓄熱式排ガス処理装置、および自治体向けバイオマスガス化発電設備保守業務などにより、売上高は2,592百万円（前期比92.8%）となりました。

(その他)

受注面では、海外子会社において、中国向け機械部品熱処理設備や直燃式排ガス処理装置、および化学メーカー向け焼成炉移設工事などの成約を得て、受注高は3,025百万円（前期比97.6%）となりました。

売上面では、台湾向けアルミ板連続塗装ラインや中国向け自動車部品熱処理設備、およびフィリピン向けアルミ熱処理設備などを納入し、売上高は3,876百万円（前期比108.7%）となりました。

なお、セグメント別の受注高及び売上高はセグメント間取引相殺消去前の金額によっております。また、当連結会計年度よりセグメント区分を変更しており、前連結会計年度との比較は変更後の区分により作成した情報にもとづいて記載しております。

分野別売上高・受注高・受注残高

(単位：百万円)

分野	売上高	受注高	受注残高
エネルギー	19,088	27,649	17,684
情報・通信	1,565	1,706	643
環境保全	2,592	2,648	1,433
その他	3,876	3,025	1,507
相殺消去	△2,572	△2,304	△598
計	24,549	32,727	20,671

(百万円未満は切り捨て表示)

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は442百万円で、主に研究開発設備及びソフトウェアであります。資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、雇用・所得環境の改善により国内消費が回復すること、また、企業収益の改善が設備投資の増加に寄与することなどから、わが国経済は、緩やかに回復していくものと思われまます。

一方、中国の景気減速や米国の金利引上が新興国経済にもたらす影響など、世界経済は依然不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経営環境のもと、当社グループは熟技術のリーディングカンパニーとして、豊富な経験と独自の技術力により、自動車・航空機関連向け熱処理設備をはじめとする戦略商品の早期開発と市場投入を図ると共に、既存商品の市場競争力を強化して、受注拡大に注力してまいります。

需要が堅調な鉄鋼業界では、稼働後数十年が経過し更新の時期を迎えた設備も多く、生産性の向上や省エネなどの改善提案とともに、短納期対応型工法により顧客ニーズに応じてまいります。加えて、今後、拡大が見込まれる高機能材需要（超ハイテン材、自動車構造用アルミ材、電磁鋼板等）を踏まえた新技術・新商品も適宜市場投入し、受注の拡大を図ります。

自動車関連では、円安を受け好調に推移する業績や、次世代自動車の開発などを背景に、積極的な設備投資が続くとみられ、市場動向に迅速に対応できる事業体制に改編して、量産型真空浸炭設備などの高い商品力で、受注の上積みを実現してまいります。

さらに、自動車メーカーの海外生産拡大に合わせ、中国・タイ・インドネシアの拠点に加え、北中米でのアフターサービス体制整備により、今後も海外でのサービス力を充実してまいります。

一方、情報・通信分野においては、フレキシブルディスプレイ市場で、塗工・乾燥・焼成のトータルソリューションビジネスを展開し、また、高精細ディスプレイや光学貼り合せ設備の分野でも新商品を投入し、早期に事業を再構築してまいります。

さらに、環境保全分野では、木質バイオマス蒸気ボイラー設備の普及や、環境規制が厳しくなりつつある新興国で、蓄熱式排ガス処理装置などの受注を強化してまいります。

当社グループは、人材の育成を強化して業務遂行力を向上させるとともに、熟技術の先進性を推し進め、成長市場における需要を確実に捕捉し、安定的な収益を確保出来る、強固な経営基盤の確立と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第70期 (24年 3 月期)	第71期 (25年 3 月期)	第72期 (26年 3 月期)	第73期 (27年 3 月期)
売 上 高(百万円)	36,998	33,298	27,016	24,549
経 常 利 益(百万円)	2,262	△368	△494	351
当 期 純 利 益(百万円)	1,354	△564	△133	303
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	16円19銭	△7円00銭	△1円69銭	3円90銭
総 資 産(百万円)	43,267	38,588	36,083	35,535
純 資 産(百万円)	22,395	20,310	19,456	19,957

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. △は損失を示します。
 3. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社シーアール	20百万円	100.0%	損害保険代理業・リース業・人材派遣業
中外エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	環境保全設備、燃焼設備等の設計・製作・販売・技術サービス
中外プラント株式会社	10百万円	100.0%	工業炉等の技術サービス・人材派遣業
台湾中外炉工業股份有限公司	5百万NT\$	100.0%	台湾における工業炉等の販売・資材調達
中外炉熱工設備(上海)有限公司	50万US\$	75.0%	中国における工業炉等の製作・販売・資材調達
中外炉設備技術(上海)有限公司	20万US\$	75.0%	中国における工業炉等の設計・技術等サービス提供、仲介販売及び輸出入代理業務
Chugai Ro(Thailand)Co., Ltd.	10百万バーツ	49.9%	タイにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務
PT. Chugai Ro Indonesia	30万US\$	100.0%	インドネシアにおける各種工業炉等の販売及びメンテナンス業務

(6) 主要な事業内容

当社グループは、エネルギー分野（主に鉄鋼、自動車、非鉄金属、太陽電池製造関連）、情報・通信分野（主に精密塗工関連）、環境保全分野（主に大気浄化、廃棄物処理・リサイクル、バイオマス利用関連）の3分野における、工業炉・産業機械・環境設備・燃焼設備についての設計・製作・施工、及び燃焼機器などの製作・販売を主な内容とし、さらに各事業に付帯するエンジニアリング、研究開発並びにその他のサービスなどの事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所および工場

当社	本社	大阪市中央区
	堺事業所	堺市西区
	東京支社	東京都港区
	名古屋営業所	名古屋市中村区
	小倉工場	北九州市小倉北区
子会社	株式会社シーアール	堺市西区
	中外エンジニアリング株式会社	堺市西区
	中外プラント株式会社	堺市西区
	台湾中外炉工業股份有限公司	台湾
	中外炉熱工設備（上海）有限公司	中国
	中外炉設備技術（上海）有限公司	中国
	Chugai Ro (Thailand) Co., Ltd.	タイ
PT. Chugai Ro Indonesia	インドネシア	

(8) 従業員の状況

当社グループの従業員数は695名であります。なお、当社の従業員数は以下の通りであります。

従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
456名	9名減	43.0歳	17.6年

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,050百万円
株式会社みずほ銀行	950百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	400百万円

(百万円未満は切り捨て表示)

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 78,000,000株（自己株式155,638株を含む）
 (3) 株主数 8,947名
 (4) 大株主（上位10名） （千株未満は切り捨て表示）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	4,641 <small>千株</small>	5.96 %
株式会社りそな銀行	3,856	4.95
株式会社みずほ銀行	3,785	4.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,746	4.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041	2,500	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,231	2.87
中外炉工業関連企業持株会	2,014	2.59
三菱商事株式会社	1,795	2.31
株式会社銭高組	1,750	2.25
日本生命保険相互会社	1,496	1.92

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	谷 川 正	
代表取締役社長	西 本 雄 二	
取 締 役	木曾田 欣 弥	熟処理事業部担当、コンバーテックグループ長、事業開発室担当
取 締 役	南 場 賢一郎	業務本部長、東京支社管掌
取 締 役	一 前 憲 悟	プラント事業部担当、サーモシステム事業部担当、安全・品質管理部管掌、技術企画部管掌、堺事業所長
常 勤 監 査 役	梶 義 雄	
監 査 役	本 井 文 夫	弁護士(弁護士法人御堂筋法律事務所所属)、日本ハム株式会社社外監査役、株式会社エスコロー・エージェント・ジャパン社外監査役
監 査 役	野 村 正 朗	新日本理化株式会社取締役会長、朝日放送株式会社社外監査役

- (注) 1. 岩尾崇氏は平成26年6月25日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 監査役本井文夫氏および野村正朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は弁護士法人御堂筋法律事務所と法律顧問契約を結んでおります。日本ハム株式会社および株式会社エスコロー・エージェント・ジャパンと当社の間には特別の関係はありません。
4. 当社と新日本理化株式会社の間には資本関係があります。当社と朝日放送株式会社の間には特別の関係はありません。
5. 当社は監査役本井文夫氏および野村正朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 平成27年4月1日付で取締役の担当に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

取 締 役	木曾田欣弥	東京支社管掌
取 締 役	南場賢一郎	業務本部長
取 締 役	一前憲悟	技術統括本部長、堺事業所長、安全・品質管理部管掌

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	91百万円
監 査 役	4名	32百万円
合 計	9名	123百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職の状況および当社との関係

「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
監査役 本井文夫	当事業年度の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べ、監査役会では監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役 野村正朗	監査役就任後の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から、取締役会では議案・審議内容等につき、適宜必要な意見を述べ、監査役会では監査に関する重要事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④社外役員の報酬等の額

当事業年度において社外役員(3名)に支払った報酬の総額は12百万円であります。

⑤社外取締役を置くことが相当でない理由

当事業年度末において、当社は社外取締役を選任しておりません。その理由は、社外取締役に期待される社外からの経営監視機能という観点では、当社の社外監査役が、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、審議のプロセスから決定に至るまでの適法性や妥当性の確保に努めており、経営の健全性や社会的信頼が十分に確保できる体制となっていると判断してきたためであります。また、社外取締役に、迅速な業務執行も期待されており、当社の事業内容についての十分な知識と経験が求められるところ、かかる資質及び経験を備えた人材を確保するに至っていないことも理由であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役（執行役員等を含む：以下同様）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、具体的な行動指針を定めた『中外炉工業グループ行動規範』の遵守をすべての取締役及び使用人に徹底し、問題の発生の未然防止に努めます。万一、問題が発生した場合には法令・規則に基づいた厳正かつ公平な基準で処置を行います。

②取締役の職務執行については取締役会が監督するとともに、監査役会の定める『監査役監査基準』に従い監査役が監査を行います。使用人の職務執行については、就業規則に則り適正な措置を行うと同時に、執行部門から独立した内部監査室が内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。

③法令や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として社外の第三者機関に『コンプライアンス相談窓口』を設け、適切に運用します。

④市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を『中外炉工業グループ行動規範』に定め、グループ全役職員に周知するとともに遵守の徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則・稟議規定・企業秘密管理規定等に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業運営に伴うリスクの管理については、法令遵守、品質、与信、事故、情報セキュリティ、災害などの個別のリスクに係る担当部署において、過去に当面した事例等を基に、それらの回避方法、対処手順、代替予備手段の準備等により軽減・回避措置を実施します。また、不測の事態が発生した場合は、必要に応じ対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。さらに、内部監査室が、個別のリスク対応の適切性や有効性を検証してリスク管理の実効性を確保いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①重要な経営事項についての審議機関として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、その審議を経て意思決定を行います。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を採用し、経営の効率化に努めています。
- ②経営計画の策定により業務目標を明確化し、四半期毎の業務執行報告会で進捗状況の検証を行います。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社においても『中外炉工業グループ行動規範』の遵守を徹底し、グループ全体が同等の水準のコンプライアンス経営を実践するよう努めます。また、内部通報制度である『コンプライアンス相談窓口』をグループ全体を対象とした制度として位置付け、適切に運用します。
- ②経営計画には子会社を含むグループ全体計画を網羅し、定期的な確認や報告または意見交換の場を持ち、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、企業集団における業務の適正を確保します。
- ③内部監査室は子会社の内部監査を実施し、法令・定款違反等の問題があると認められた場合には、直ちに監査役に報告します。
- ④子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、(3)に記載した取組みの中で整備・運用します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとします。監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命解任等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性を確保することとします。
- ②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととします。

(7) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役（取締役会）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社監査役に報告します。また、監査役から報告の要請があった場合には、これらの者は直ちに報告を行います。
- ②監査役は監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するものとします。
- ③監査役は代表取締役と定期的な会合をもち、重要課題について意見交換及び必要な要請を行います。また、会計監査人、内部監査室と定期的な会合をもち、監査の実効性・効率性を確保します。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役の職務の執行に係る費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息、負担した債務の債権者に対する弁済について、監査役から請求があった場合には、これを支払又は弁済を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社及びグループとしての財務報告に係る信頼性を確保するために、代表取締役社長を統括責任者として、基本方針を決定し、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制システムを整備・運用します。また、内部統制の有効性については、内部監査室が定期的に検証し、その検証結果を、改善・是正に関する提言とともに、取締役会及び監査役に報告します。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

① 当社の企業価値の源泉

当社は、設立以来、独自の熱技術を有する工業炉の総合メーカーとして、独自の技術・商品を市場に送り出すことにより、産業界の発展に貢献してまいりました。当社の企業価値は、高度な研究開発力、熱技術を活かした高品質な商品開発力、エンジニアリングと製造技術が一体となった事業運営体制、さらには顧客ニーズに機敏な営業推進体制にあると考えており、これらを支える人材や取引先との関係が、当社の企業価値を生み出す基盤となっております。そのため、当社では、長期的な視野に立った人材の育成や技術の継承に注力するとともに、あらゆる業務プロセスの生産性を高めることで、顧客との信頼関係を構築してまいりました。

このような、長年にわたり築いてきた人的・技術的資源と、顧客・取引先・従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉であります。

② 基本方針

当社としては、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の財務及び事業の内容や、上記①の当社の企業価値の源泉を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、より向上させていくことを可能とする者であると考えています。

もともと、当社としても、会社を支配する者の在り方は、最終的には、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えています。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、株主の皆様を買付の目的や内容、買付後の経営戦略などについての十分な情報開示がなされず、又は十分な検討時間が与えられないもの等、株主の皆様との共同の利益を毀損するものもあります。

このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

(2) 基本方針を実現するための当社における取組みの概要

当社は、上記(1)①の当社の企業価値の源泉を活かして、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益をより一層向上させ、基本方針を実現するために、2015年度を初年度とする3年後の新経営ビジョン2017を策定し、いかなる経営環境においても市場の変化を的確に捉え、中長期的に成長を続けられる強固な経営基盤の確立を目指しております。

なお、当社が取り組んでおります具体的な内容は、概略、次のとおりです。

- ① 生産設備関連の国内市場が縮小するなか、新たにタイ、インドネシアに拠点を設置することにより、海外案件への対応力の飛躍的な向上を図り、主力の鉄鋼、自動車、機械、化学などの分野において、アジア新興国市場からの設備需要を積極的に取り込み、安定した収益を確保してまいります。
- ② 省エネルギー、CO₂削減などを主眼とした既存の事業領域における商品開発だけでなく、太陽光発電などの再生可能エネルギー分野やバイオエタノールなどの環境関連分野をはじめ、幅広い応用が期待されている有機ELなど今後も注目を集める様々な新事業領域においては、革新的な新技術を提案することにより、顧客に新たな付加価値を創出して受注を増やし、収益の拡大を目指してまいります。
- ③ さらに品質・価格・納期面から採算性を見直しを徹底するとともに、飛躍的に生産性を向上させて、質の高い設備を安価に短納期で提供することにより、商品競争力の格段の強化を実現してまいります。

当社は、引き続き以上の取り組みを推進・実行していくことにより、株主の皆様や顧客、取引先、従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたる良好な関係を更に発展させ、企業価値の源泉となる信頼関係をより強化してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

①本プラン採用の目的

上記(1)の「基本方針の内容の概要」において述べたとおり、当社株主の皆様が、大規模買付提案を受け入れるかどうかを判断なさるためには、大規模買付行為が行われる際に大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があります。

当社は、企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保のため、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為及びその提案がなされた場合におけるルールを以下のとおり策定いたしました。

②本プランの概要

(詳細につきましては、弊社ウェブサイト (<http://www.chugai.co.jp>) をご覧ください。)

ア 本プランの対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注）の買付等の行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付等の行為を対象とします。

（注）「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

イ 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会が恣意的な判断を行うことを防止するため、当社社外監査役、当社社外取締役及び社外有識者の中から選任された委員により構成される独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は、大規模買付者から提供される情報が、本プランに照らして十分か否かの判断、大規模買付者が本プランを遵守したか否かの判断及び対抗措置の発動の可否について、当社取締役会に助言・勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重するものとします。

ウ 大規模買付者からの情報の提供

- (ア) 大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、本プランに基づいた手続により、当該買付行為を行う旨の誓約文言等が記載された「意向表明書」を、当社に対して提出するものとします。
- (イ) 当社取締役会は、上記「意向表明書」を受領した日から10営業日以内に、当該買付行為の内容を検討するのに必要な情報のリストを、当該大規模買付者に交付します。
- (ウ) 当該大規模買付者は、当社取締役会が定める回答期限までに、当該必要情報を、当社の定める書式で提出するものとします。

エ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が必要かつ十分な情報の提供を行ったと判断できる場合には、その旨開示し、その日から最大60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付の場合）又は90日（その他の方法による大規模買付行為の場合）が経過するまでの期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）、大規模買付者の提案に関する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案及び対抗措置の発動の可否の判断を行います。

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

オ 独立委員会による助言・勧告

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書の提出がなされた後、遅滞なく、独立委員会に対して、大規模買付行為の提案があった事実を通知するとともに、大規模買付者から必要情報の提供を受けた場合にも、当該必要情報を独立委員会に提出します。

独立委員会は、取締役会評価期間中、当該必要情報を分析評価し、大規模買付行為に対し、一定の対抗措置の発動をすべきか否かにつき、当社取締役会に対して助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の助言・勧告を最大限尊重します。

カ 大規模買付行為がなされた場合の対応

(ア) 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

当社取締役会は、必要性及び相当性を勘案し、独立委員会の助言・勧告を受けた上で、当該買付行為への対抗措置をとることがあります。対抗措置として、現時点では、新株予約権の株主無償割当てを予定していません（ただし、当該方法に限られるものではありません）。

(イ) 大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、当該買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等により、株主の皆様が当該買付行為に応じないように説得するに努め、原則として対抗措置はとりません。

ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと、当社取締役会が判断した場合は、例外的に独立委員会による助言・勧告を受けた上で、一定の対抗措置をとることがあります。

(ウ) 当社取締役会は、対抗措置発動の決定を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

(4) 基本方針を実現するための当社における取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営ビジョンは、基本方針に基づいて作成され、当該経営計画を実行することにより、当社の企業価値が向上いたします。したがって、基本方針を実現するための当社における取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を高めるものと考えます。

(5) 本プランに関する当該取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが、基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位を維持することを目的とするものではないと判断しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（i. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、ii. 事前開示・株主意思の原則、iii. 必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

②株主共同の利益の確保・向上の目的に資すること

本プランは、株主の皆様が、大規模買付行為を受け入れるか否かを適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき手続、並びに当社が発動しうる対抗措置の内容及び発動条件をあらかじめ定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものです。

③株主意思を反映するものであること

平成26年6月25日開催の当社第72期定時株主総会において、本プランを採用することについて、株主の皆様にご承認いただいております。また、本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第74期定時株主総会終結のときまでであり、再度当該総会において株主の皆様にご承認の可否についてご決議いただく予定としております。

したがって、本プランの導入、継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。

④独立性の高い社外者の判断の尊重

当社は、本プランの採用に当たり、上記(3)②イで述べたとおり、独立委員会を設置し、当社取締役会が、恣意的に本プランの運用を行うことがないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示することとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの運用が行われる仕組みが確保されています。

⑤取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランでは、上記(3)②で述べたとおり、対抗措置の発動に関して、合理的かつ詳細な客観的要件及び手続が予め設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥デッドハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、過半数の決議により廃止することができます。したがって、デッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社においては、取締役の任期を2年としておりますが、期差選任制ではありません。

また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするなど決議要件の加重を行っておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,554	流動負債	13,635
現金及び預金	6,392	支払手形及び買掛金	8,200
受取手形及び売掛金	16,899	短期借入金	3,306
有価証券	99	未払法人税等	113
未成工事支出金等	981	未成工事受入金	458
その他	189	賞与引当金	229
貸倒引当金	△9	工事損失引当金	0
		その他	1,327
固定資産	10,981	固定負債	1,941
有形固定資産	4,989	長期借入金	688
建物及び構築物	2,319	繰延税金負債	969
機械装置及び運搬具	191	退職給付に係る負債	193
土地	2,090	その他	90
建設仮勘定	204		
その他	183	負債合計	15,577
無形固定資産	175	(純資産の部)	
投資その他の資産	5,816	株主資本	17,974
投資有価証券	5,149	資本金	6,176
退職給付に係る資産	434	資本剰余金	1,544
その他	275	利益剰余金	10,295
貸倒引当金	△43	自己株式	△42
		その他の包括利益累計額	1,926
		その他有価証券評価差額金	1,842
		繰延ヘッジ損益	△44
		為替換算調整勘定	73
		退職給付に係る調整累計額	55
		少数株主持分	56
		純資産合計	19,957
資産合計	35,535	負債及び純資産合計	35,535

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		24,549
売 上 原 価		20,693
売 上 総 利 益		3,856
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,616
営 業 利 益		240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	104	
そ の 他 の 収 益	52	156
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40	
そ の 他 の 費 用	5	45
経 常 利 益		351
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	12	12
特 別 損 失		
会 員 権 評 価 損	1	1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		362
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63	
法 人 税 等 調 整 額	△8	54
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		308
少 数 株 主 利 益		4
当 期 純 利 益		303

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	6,176	1,544	10,614	△38	18,296
会計方針の変更による 累積的影響額			△155		△155
会計方針の変更を反映 した当期首残高	6,176	1,544	10,459	△38	18,141
当期変動額					
剰余金の配当			△467		△467
当期純利益			303		303
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△163	△3	△167
当期末残高	6,176	1,544	10,295	△42	17,974

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,241	△35	49	△131	1,123	37	19,456
会計方針の変更による 累積的影響額							△155
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,241	△35	49	△131	1,123	37	19,301
当期変動額							
剰余金の配当							△467
当期純利益							303
自己株式の取得							△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	601	△9	23	187	803	19	823
当期変動額合計	601	△9	23	187	803	19	655
当期末残高	1,842	△44	73	55	1,926	56	19,957

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,292	流動負債	12,212
現金及び預金	5,439	支払手形	441
受取手形	1,406	買掛金	6,811
売掛金	14,510	短期借入金	3,306
有価証券	99	未払金	425
製品	35	未払費用	467
原材料	76	未払法人税等	85
仕掛品	77	未成工事受入金	172
未成工事支出金	248	預り金	74
前払費用	59	賞与引当金	191
短期貸付金	270	工事損失引当金	0
その他の貸倒引当金	△7	その他の	235
固定資産	10,983	固定負債	1,950
有形固定資産	4,773	長期借入金	688
建物	2,031	繰延税金負債	943
構築物	282	退職給付引当金	229
機械及び装置	156	資産除去債務	48
車両運搬具	18	その他	42
工具器具備品	159		
土地	1,921	負債合計	14,163
建設仮勘定	204		
無形固定資産	170	(純資産の部)	
ソフトウェア	168	株主資本	17,315
施設利用権	1	資本金	6,176
投資その他の資産	6,039	資本剰余金	1,544
投資有価証券	5,149	資本準備金	1,544
関係会社株式	130	利益剰余金	9,636
関係会社出資金	51	その他利益剰余金	9,636
長期貸付金	80	固定資産圧縮積立金	502
保証金及び敷金	64	別途積立金	7,000
長期前払費用	13	繰越利益剰余金	2,134
前払年金費用	406	自己株式	△42
その他の貸倒引当金	△43	評価・換算差額等	1,797
		その他有価証券評価差額金	1,842
		繰延ヘッジ損益	△44
資産合計	33,276	純資産合計	19,113
		負債及び純資産合計	33,276

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		20,691
売 上 原 価		17,719
売 上 総 利 益		2,971
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,874
営 業 利 益		97
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	150	
そ の 他 の 収 益	113	263
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39	
そ の 他 の 費 用	1	40
経 常 利 益		320
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	4	4
特 別 損 失		
会 員 権 評 価 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		323
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26	
法 人 税 等 調 整 額	△8	17
当 期 純 利 益		306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	6,176	1,544	498	7,000	2,454	9,952	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△155	△155	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	6,176	1,544	498	7,000	2,299	9,797	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△467	△467	
固定資産圧縮積立金の取崩			△20		20	—	
固定資産圧縮積立金の積立			24		△24	—	
当 期 純 利 益					306	306	
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3	—	△164	△160	
当 期 末 残 高	6,176	1,544	502	7,000	2,134	9,636	

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△38	17,635	1,240	△35	1,205	18,840
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△155				△155
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△38	17,479	1,240	△35	1,205	18,685
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△467				△467
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
当 期 純 利 益		306				306
自 己 株 式 の 取 得	△3	△3				△3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			601	△9	592	592
当 期 変 動 額 合 計	△3	△164	601	△9	592	428
当 期 末 残 高	△42	17,315	1,842	△44	1,797	19,113

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

中外炉工業株式会社

取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 眞 吾 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中外炉工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中外炉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

中外炉工業株式会社

取締役会御中

京 都 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 眞 吾 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中外炉工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から運用の状況報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど監査いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

中外炉工業株式会社 監査役会

常勤監査役 梶 義 雄 ㊟

社外監査役 本 井 文 夫 ㊟

社外監査役 野 村 正 朗 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績を考慮しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。第73期の期末配当につきましては、当期の収益状況および厳しい経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき5円
総額 389,221,810円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項に基づき、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、定款第27条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第26条 (条文省略) (新設)	第1条～第26条 (現行どおり) <u>第27条（社外取締役の責任限定契約）</u> <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる</u>
第27条～第38条 (条文省略)	第28条～第39条 (以下、条数を繰り下げる)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名（全員）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、業務監督機能の強化と経営の透明性向上のため社外取締役1名の増員も含めて、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	谷川 正 たに がわ ただし (昭和19年7月22日生)	昭和42年4月 当社入社 昭和60年11月 当社営業本部付部長 昭和60年12月 当社取締役営業本部付部長 昭和63年7月 当社取締役東京支社長 昭和63年12月 当社常務取締役東京支社長 平成元年12月 当社取締役副社長 平成3年10月 当社代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役会長（現在）	667,341株
2	西本 雄二 にし もと ゆう じ (昭和20年3月14日生)	昭和42年8月 当社入社 平成6年4月 当社経営管理本部経営管理グループマネージャー 平成7年6月 当社取締役経営管理本部長補佐 平成9年4月 当社取締役経営企画管理本部長 平成11年4月 当社常務取締役業務本部長 平成24年4月 当社常務取締役 平成25年4月 当社常務取締役、プロダクトセンター担当 平成25年6月 当社代表取締役社長（現在）	129,000株
3	木曾田 欣弥 きそだ きん や (昭和29年9月3日生)	昭和63年10月 当社入社 平成15年4月 当社ディスプレイ事業部 副事業部長 平成17年4月 当社執行役員ディスプレイ事業部長 平成18年6月 当社取締役ディスプレイ事業部長 平成19年4月 当社取締役東京支社長 平成19年10月 当社取締役、営業統括並びに東京支社長 平成25年4月 当社取締役、熱処理事業部担当、ディスプレイ事業部担当並びに開発推進室担当 平成27年4月 当社取締役、東京支社管掌（現在）	68,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	なん ば けんいちろう 南 場 賢一郎 (昭和28年8月14日生)	昭和52年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成16年4月 株式会社りそな銀行執行役 平成17年10月 同行常務執行役員 平成20年3月 同行退任 平成20年6月 ディー・エフ・エル・リース株式会 社代表取締役社長 平成23年5月 当社顧問 平成23年6月 当社取締役業務本部副本部長 平成24年4月 当社取締役業務本部長 平成25年4月 当社取締役業務本部長、東京支社管掌 平成27年4月 当社取締役業務本部長（現在）	26,000株
5	いち ぜん けん ご 一 前 憲 悟 (昭和24年5月3日生)	昭和49年3月 当社入社 平成9年4月 当社プラント事業本部 冷延エンジ ニアリング第一グループ グルー プマネージャー 平成13年2月 当社品質保証部長 平成19年4月 当社執行役員ディスプレイ事業部長 平成23年6月 当社取締役ディスプレイ事業部長 平成24年4月 当社取締役、技術統括並びにディス プレー事業部長 平成25年4月 当社取締役、プラント事業部担当、 サーモシステム事業部担当並びに 堺事業所長 平成27年4月 当社取締役、技術統括本部長、堺事 業所長並びに安全・品質管理部管掌 (現在)	46,050株
6	※ の むら まさ あき 野 村 正 朗 (昭和27年3月29日生)	昭和49年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそ な銀行）入行 平成15年5月 株式会社りそな銀行代表取締役頭取 平成19年6月 同行取締役副会長 りそな信託銀行株式会社（現株式会 社りそな銀行）取締役会長 平成22年6月 朝日放送株式会社社外監査役（現在） 平成23年1月 新日本理化株式会社顧問 平成23年6月 同社取締役会長（現在） 平成26年6月 当社監査役（現在） (重要な兼職の状況) 新日本理化株式会社取締役会長 朝日放送株式会社社外監査役	0株

- 注)1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 注)2. 野村正朗氏は社外取締役候補者であります。
野村正朗氏は現在、当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。
尚、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- 注)3. 野村正朗氏を社外取締役候補者とした理由
野村正朗氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 注)4. 野村正朗氏が選任された場合、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度額とするものであります。
- 注)5. 野村正朗氏は現在社外監査役として株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、社外取締役に選任された場合、引き続き株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 注)6. 野村正朗氏は現在新日本理化株式会社取締役会長ですが、平成27年6月開催予定の同社第143回定時株主総会終結の時をもって取締役会長を退任し、同社相談役に就任する予定であります。
- 注)7. ※は、新任取締役候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役 本井文夫氏は任期満了となり、監査役 野村正朗氏は本定時株主総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	※ せき しょう ぞう 碩 省 三 (昭和23年1月1日生)	昭和54年4月 弁護士(大阪弁護士会登録) 御堂筋法律事務所入所 昭和60年5月 ボストン大学ロースクール修士課程 卒業 昭和61年4月 御堂筋法律事務所パートナー 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員 (現在) 平成23年6月 ゼット株式会社社外監査役(現在) (重要な兼職の状況) ゼット株式会社社外監査役	0株
2	※ ポール・チェン (昭和19年8月24日生)	昭和41年9月 国立台湾大学法学士 昭和53年11月 ハーバード大学法学博士 昭和60年4月 東京大学法学部教授 平成19年3月 東京大学名誉教授(現在) 平成19年4月 青山学院大学法学部教授 平成27年4月 青山学院大学国際政治経済学部 特別招聘教授(現在)	0株

注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注)2. 碩 省三氏とポール・チェン氏は社外監査役候補者であります。

注)3. 碩 省三氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に活かしていたため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

注)4. ポール・チェン氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、大学教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

注)5. 碩 省三氏およびポール・チェン氏が選任された場合、当社は両氏との間で、責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度額とするものであります。

注)6. 当社は、碩 省三氏およびポール・チェン氏が社外監査役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

注)7. ※は、新任監査役候補者であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ひら た まきのり 平 田 正 憲 (昭和47年2月21日生)	平成9年4月 弁護士(大阪弁護士会登録) 御堂筋法律事務所入所 平成15年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員(現在) 平成26年6月 日本コンピューター・システム株式会社 (現NCS&A株式会社) 社外監査役 (現在) (重要な兼職の状況) NCS&A株式会社社外監査役	0株

注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注)2. 平田正憲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

注)3. 補欠の社外監査役候補者とした理由

平田正憲氏は、弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

注)4. 平田正憲氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度額とするものであります。

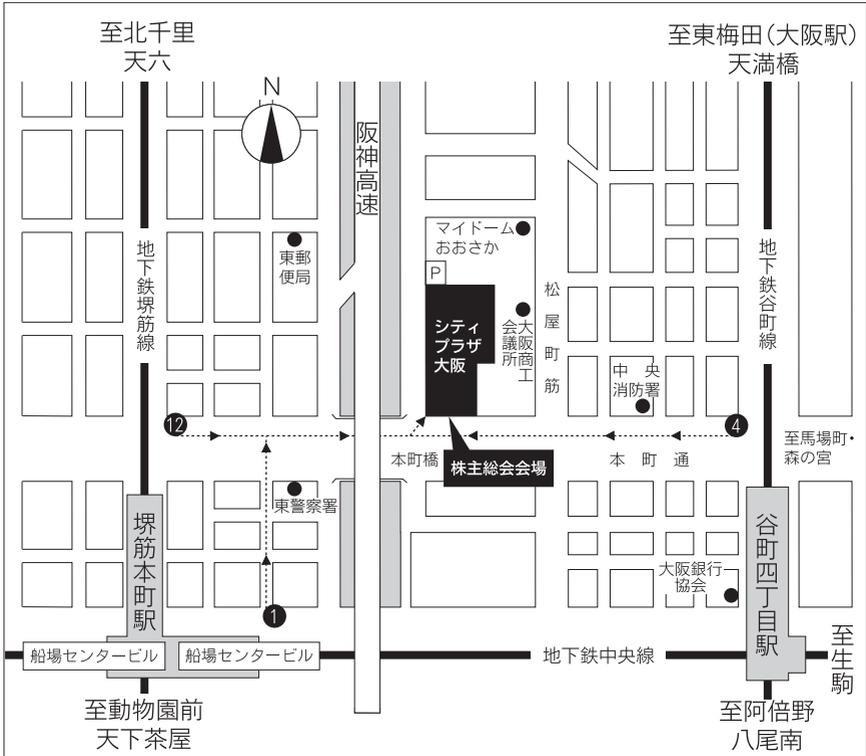
以上

メモ欄

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内

会場 シティプラザ大阪
2階 「SAN-燦」
大阪市中央区本町橋2番31号
☎ 06 (6947) 7888



最寄駅

- 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。